

第5回宮崎地方最低賃金審議会の開催について（公示）

宮崎労働局一般公示第1号

宮崎地方最低賃金審議会を次のとおり開催しますので、傍聴を希望される方は下記の申込要領によりお申込みください。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一般の方の傍聴はできる限りご遠慮いただきますようお願いいたします。

また、報道関係者の方の傍聴に当たっては、1社につき2名までとさせていただきます。

令和5年2月27日

宮崎労働局長

記

- 1 日時 令和5年3月14日(火)午後3時から午後4時頃まで
- 2 場所 宮崎合同庁舎2階共用大会議室
宮崎市橘通東3丁目1-22
- 3 議題
 - (1) 令和4年度特定(産業別)最低賃金の改正について(報告)について
 - (2) 令和5年度特定(産業別)最低賃金の改正に係る意向表明について
 - (3) 実地視察・参考人聴取について
 - (4) 令和5年度審議日程(案)について
 - (5) その他
- 4 傍聴者 5名
- 5 申込要領
 - (1) 傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに、メールにて次の事項を明記してお申込みください。(電話でのお申込は御遠慮ください。)

- ・第5回宮崎地方最低賃金審議会傍聴希望
- ・お名前（ふりがな）
- ・勤務先または所属団体
- ・電話番号

申込締切日は、令和5年3月9日(木)午後5時です。(必着)

申込先 宮崎労働局労働基準部賃金室

メールアドレス：chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp

(2) 希望者が5名を超えた場合には抽選を行います。そのため、傍聴できない場合もありますのでご了承ください。

抽選となった場合のみ、当落のご連絡を電子メール（申し込みいただいた時のメールアドレスに返信）でご連絡いたします。

※当日は「傍聴申込用紙（申し込みの送信メールをプリントアウトしたもの）」及び顔写真付き身分証明書（免許証、社員証等）をご持参いただき、入室の際に提示してください。

(3) 当日は、審議会の開始10分前までにお越しください。

審議会の開始後の入室は認められませんのでご注意ください。

6 その他

(1) 傍聴される場合には、別添の「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。

(2) 車イスをお使いになられる方は、その旨お申込の際にお書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合には、その方の氏名も併せてお書き添えください。

【担当】 宮崎労働局労働基準部賃金室

電話 0985 (38) 8836